

市政記者クラブ 様

市民経済局市民生活部消費生活センター

担当：大谷・前田 電話：222-9679

～消費生活センターの相談現場から～

SNSをきっかけとしたトラブル急増！ 若者がターゲットに！

名古屋市消費生活センターに寄せられる20代の方からの相談では、SNSなどをきっかけとしたアポイントメントセールス（※）による契約トラブルが、10月以降、急増しています。（上半期と比べて2.3倍）

○ 今、こんな相談が増えています！

「SNSで知り合った人とカフェで会い、人間関係の悩みを相談したところ、自己啓発セミナーに勧誘された。お金がないと断ったが、消費者金融に連れて行かれて借り入れをさせられ、受講料金50万円を支払い、契約をした。支払いが困難なので解約したい。」など、強引な勧誘で高額な契約をさせられた相談が多く見受けられます。契約の内容は、自己啓発セミナーのほかビジネス教材の契約に関するものなどがあります。

○ こんな契約には注意を！

- ・販売目的を隠して誘い、その場で契約をさせる。
- ・密室で長時間にわたり勧誘して契約させる。
- ・消費者金融やクレジットカードで借金をさせて、支払わせる。

【若者へのアドバイス】

○ きっぱり断る勇氣

契約をする際には、契約責任を負う立場であることを自覚し、安易な気持ちで契約することはやめ、必要のない契約はきっぱりと断りましょう。

○ SNSを過信しない

SNSの情報の中には誤った、または偏った情報もあり、トラブルの入口や誤った判断につながることもあるので気を付けましょう。

○ 返せない借金はしない

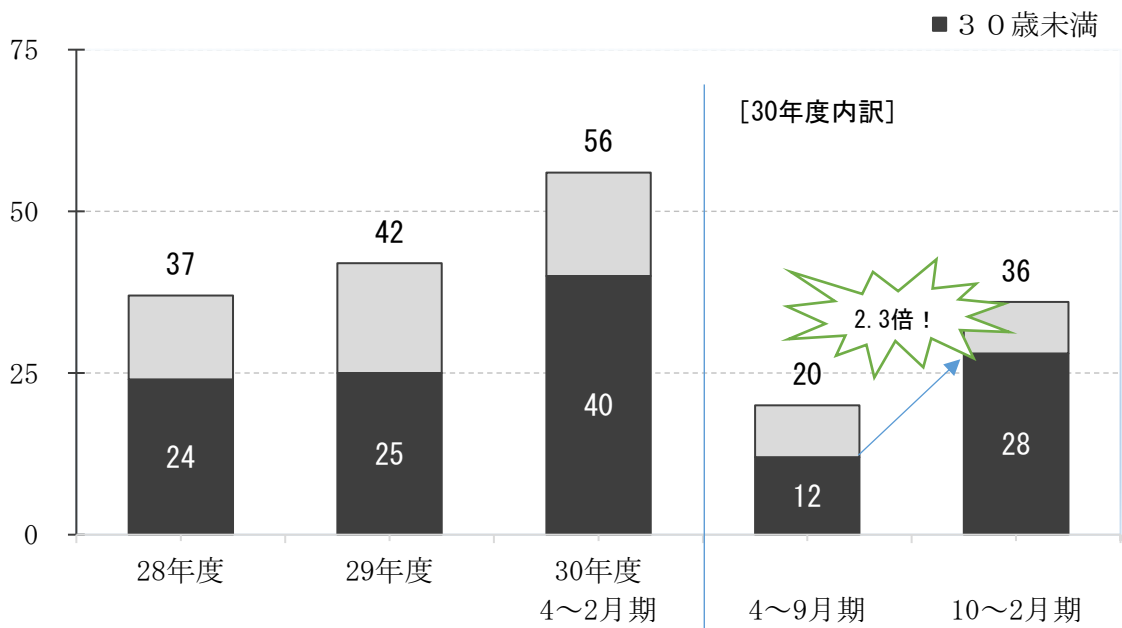
自分の支払い能力を超えた借金は今後の生活を脅かします。借金をしてまで安易に契約してはいけません。

○ 早い相談が重要

勧誘目的を告げられずに、SNSなどで誘い出されて契約をした場合（いわゆるアポイントメントセールス）は、訪問販売に該当します。契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。また、契約状況によっては取消しや解約ができる場合があります。困ったときは、自分で抱え込まず、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

（※）「アポイントメントセールス」とは、販売意図を明らかにしないで、またはほかの人に比べて著しく有利な条件で契約できると言って、電話、SNSなどで営業所その他特定の場所へ呼び出して販売する手法。

●アポイントメントセールスの手法による契約についての相談件数



*平成31年3月12日現在

名古屋市消費生活センターの相談窓口のご案内

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。ご相談は名古屋市内在住・在勤・在学の方が対象です。

◆名古屋市消費生活センター（9時～16時15分 祝休日及び年末年始を除く）

052-222-9671（月～金 電話及び来所）

052-222-9690（土・日 電話）

ウェブサイト <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

◆電話は「消費者ホットライン188」からも最寄りの消費生活相談窓口につながります。



コアラのハッピー